

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の「勧告の方向性」と「見直し案」の対照表

「勧告の方向性」	「見直し案」
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。 また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。	「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」（以下「勧告の方向性」という。）における指摘事項を踏まえた見直し案 平成25年1月＊日 厚生労働省 「勧告の方向性」を踏まえ、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で、更に検討を進め、次期中期目標・中期計画を策定する段階でより具体的なものとする。 また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。
第1 事務及び事業の見直し ① のぞみの園の施設利用者の自立支援のための取組については、引き続き地域移行を推進していくとともに、今後の受入れについては、行動障害等を有する著しく支援が困難な者や福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者等に特化し、全国の障害者支援施設・事業所で活用できるようなモデル的支援に取り組むものとする。 また、平成25年4月から施行される改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、のぞみの園が実施する重度知的障害者へのモデル的支援事業については、審議会等での議論を踏まえて、支援対象者、取組内容等を具体化していくものとする。 ② 自立支援業務で得たノウハウや事例に関する調査研究、情報提供については、モデル的支援に関する調査研究や大学等との共同研究を推進し、他の障害者支援施設等での活用を目的とした、のぞみの園でなければ実施できない調査研究に特化するものとする。	第1 事務及び事業の見直し ① のぞみの園の施設利用者の自立支援のための取組については、引き続き地域移行を推進していくとともに、今後の受入れについては、行動障害等を有する著しく支援が困難な者や福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者等に特化して行うと共に、発達障害児・者支援のニーズに的確に対応するため、就学前から成人まで切れ目なく支援するための体制を整備して、新たな事業に取り組むなど、全国の障害者支援施設・事業所で活用できるようなモデル的支援に取り組むものとする。 また、平成25年4月から施行される改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、のぞみの園が実施する重度知的障害者へのモデル的支援事業については、審議会等での議論を踏まえて、支援対象者、取組内容等を具体化していくものとする。 ② 自立支援業務で得たノウハウや事例に関する調査研究、情報提供については、モデル的支援に関する調査研究や大学等との共同研究を推進し、他の障害者支援施設等での活用を目的とした、のぞみの園でなければ実施できない調査研究に特化するものとする。

また、知的障害者支援業務に従事する者の養成及び研修については、障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るために、引き続き、研修会及びセミナーを開催するとともに、知的障害者支援業務に従事する専門家を育成するための取組を推進するものとする。	また、知的障害者支援業務に従事する者の養成及び研修については、障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るために、引き続き、研修会及びセミナーを開催するとともに、知的障害者支援業務に従事する専門家を育成するための取組を推進するものとする。
第2 内部組織の見直し 地域移行を推進することによる施設利用者数の減少に応じ、関係部門の体制の縮小を図っていくとともに、将来の方向性やビジョンを再検討した上で適正な人員配置を行い、全体として人員・コストを縮減するものとする。	第2 内部組織の見直し 地域移行を推進することによる施設利用者数の減少に応じ、関係部門の体制の縮小を図っていくとともに、将来の方向性やビジョンを再検討した上で適正な人員配置を行い、全体として人員・コストを縮減するものとする。
第3 業務全般に関する見直し 上記第1から第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。 2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。 3 「平成23年度決算検査報告」（平成24年11月2日会計検査院）の指摘も踏まえた見直しを行うものとする。 4 上記1から3までのほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。	第3 業務全般に関する見直し 上記第1から第2に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。 2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。 3 「平成23年度決算検査報告」（平成24年11月2日会計検査院）の指摘も踏まえた見直しを行うものとする。 4 上記1から3までのほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

